

令和7年度 常陸太田市高齢者福祉サービス（１）

令和7年4月1日現在

1 要介護（支援）認定を受けている方も非該当の方も利用できるサービス

NO	事業名	対象者	内 容	利用者負担金
①	緊急通報体制等整備事業	・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ※敷地内同居は対象外	24時間365日通話可能なオペレーターに繋がる機材を設置し、必要に応じてオペレーターが救急要請を行い、高齢者の見守りサポートを行います。	①固定型電話機器とペンダント 200円（月額） ②携帯電話型機器 300円（月額） ※設置は無料（貸与） ※通報時の電話料は利用者負担 ※携帯電話型機器は別途、携帯電話の基本料金がかります。
②	宅配買物代行サービス	・おおむね65歳以上の高齢者	登録された商店から、注文した品物を宅配してもらいます。 （週3回限度） （事業者より5～6kmの範囲）	注文した品物の代金及び配送料は利用者負担となります。
③	ふれあい給食サービス事業	・ひとり暮らし高齢者 ・心身障害者 ※敷地内同居は対象外	孤独感を解消するため、月1回又は2回ボランティアの方が訪問し、昼食を届けます。 ※金砂郷地区は夕食になります。 配食サービス事業との重複利用はできません。	1回あたり300円
④	配食サービス事業	調理をすることが困難な次の方 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・上記に準ずる世帯 ※敷地内同居は対象外	高齢者の健康保持を目的に栄養バランスのとれた食事を月～金曜日までの5日間のうち、4日を限度として夕食を配達します。その際、安否確認も行います。 ふれあい給食サービス事業との重複利用はできません。	1食あたり330円 （令和7年4月1日～令和8年2月28日） 1食あたり350円 （令和8年3月1日～）
⑤	高齢者通院支援助成事業	自力で医療機関に行くことが困難な次の方 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ※自動車を使用する同居者（敷地内同居も含む）がいる場合は対象外	自宅と市内の医療機関及び市長が指定する市外の医療機関（認知症外来のみ対象）へのタクシー代を補助します。片道1回として1ヶ月4回を限度とします。	・要支援、要介護認定者は2割負担 ・一般高齢者は5割負担
⑥	高齢者日常生活用具給付等事業	・ひとり暮らし高齢者 ・杖を必要とする高齢者（老人福祉車）	電磁調理器、ガスコンロ（熱センサー付き）、火災警報器、老人福祉車の給付を行います。 老人用電話については貸与となります。	0円～全額 （生計中心者の前年所得税額によります）
⑦	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	・70歳以上の高齢者 ・65～69歳の身体障害者（1・2級）	市に登録しているはり・きゅう・マッサージの施術所で使える1回1,000円の助成券を交付します。（6枚/年）	
⑧	軽度生活援助事業（庭の除草等）	援助を必要とする次の方です。 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・40～64歳で介護認定を受けているひとり暮らしの方 ※敷地内同居は対象外	庭木の剪定や除草等をシルバー人材センターに依頼した際の助成を行います。	人件費は1時間あたり900円を助成します（月8時間まで） ※事務費・機械費・処分費や車代等は実費負担となります。
⑨	在宅福祉サービスセンターほのぼのおおた	在宅でサービスを必要とする方 ※身体介護が必要な方はご利用できません。	次のサービスが受けられます。 ・家事援助（炊事・洗濯・買物・掃除等） ・通院・外出の付添い（市内に限る） ・公共機関・病院等の手続き 等	1時間あたり600円～750円 ※別途、移動に伴う交通費（200円/回）は利用者負担となります。
⑩	高齢者等訪問理美容サービス助成事業	身体及び交通等の理由により、自ら理容店または美容院へ出向くことが困難な次の方 ・ひとり暮らし65歳以上の高齢者 ・高齢者のみの世帯に属する65歳以上の高齢者 ・身体障害者の65歳以上の高齢者 ・介護保険の要介護認定において要介護3、4、5の認定を受けている方	市に登録している理美容所で訪問理美容サービスを利用した際に使用できる1回2,000円の助成券を交付します。（4枚/年）	
⑪	運転免許証自主返納支援助成事業【企画課】内線312	・平成28年10月1日以降にすべての運転免許を自主返納された市民	路線バスICカードまたは市内タクシー利用券 10,000円分（満75歳以上の方は5,000円分）を助成します。 ※満75歳以上の方は、⑫高齢者バス利用促進助成金の活用によりバス運賃が半額となるため、5,000円分のICカードで10,000円分の利用価値となります。	
⑫	高齢者バス利用促進助成事業【企画課】内線312	・75歳以上の市民 ・茨城交通株の記名式路線バスICカード（いばっぴ）の購入が必要です。 ※すでにICカードをお持ちの方は、各営業所で手続きすることで、助成を受けられます。	市内路線バスを半額運賃で利用できます。（高速バスを除く）	バス運賃の半額
⑬	乗合タクシー運行事業【企画課】内線312	・事前に登録していただいた常陸太田市に住所を有する方 ※登録完了後、実際にご利用する際は、電話またはWEBにて事前予約をする必要があります。	乗合タクシーは、他の人と乗り合いでご利用いただくサービスです。 【運行区域】 常陸太田市内 【運行日】 月・火・水・木・金曜日（祝日運行） ※年末年始（12/29～1/3）運休 【運行時間】 午前8時～午後5時	1回400円
⑭	茨城県おかえりマーク・常陸太田市おかえりSOSネットワーク	認知症などで徘徊の心配がある方	事前登録をすることで、市や警察が認知症の方の情報を共有し、万が一行方不明になった際の早期発見、保護につなげます。 衣服などに付けることができる「おかえりマーク」を配布します。	

令和7年度 常陸太田市高齢者福祉サービス（2）

2 要介護（支援）認定非該当の方が利用できるサービス

（要介護（支援）認定を受けている方は利用できませんので、介護保険サービスの利用をお願いします）

NO	事業名	対象者	内 容	利用者負担金
⑮	生き生きふれあい事業	・家に閉じこもりがちな高齢者	教養講座（健康・生きがい関係） 高齢者スポーツ活動 創作活動、趣味活動、日常動作訓練に関するサービスを提供します。	週1回程度 1回あたり500円
⑯	軽度生活援助事業 （家事援助等）	援助を必要とする次の方 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ※敷地内同居は対象外	次の家事援助が受けられます。 外出時の援助／食材の確保／寝具類等の大物の洗濯及び日干し／部屋の掃除・整頓／健康管理・栄養管理の助言等	週1回2時間以内 1時間あたり100円 ※別途、移動に伴う交通費（200円/回）は利用者負担となります。
		・高齢者で、日常生活を営むのに援助を必要とする方 ※敷地内同居は対象外	生活管理指導員（ヘルパー）を派遣し、日常生活に関する支援、指導、家事に対する支援、指導、関係機関との連絡調整等を行います。	週1回2時間以内 1時間あたり190円

3 要介護（支援）認定を受けている方が利用できるサービス

NO	事業名	対象者	内 容	利用者負担金
⑰	高齢者住宅リフォーム助成事業	・生計中心者の前年所得税額が64万円以下で、介護保険を使って住宅改修を行う方	整備又は工事に要した費用から介護保険の住宅改修費を除いた額の3/4を助成します。 助成限度額 30万円	助成限度額を超えた金額
⑱	高齢者介護用品購入費助成事業 （紙おむつ等購入費助成）	・高齢者（65歳以上）で、介護保険の要介護認定において、要介護1～5の認定を受けている方で、紙おむつを常時使用する方 ※市県民税が非課税の方、市税等の滞納がない方、介護保険施設に入所していない方、医療機関に入院していない方	左記対象者の使用する紙おむつ等について、下記の金額の助成券を交付します。 月額5千円（上限 年額6万円） ※助成券を紛失した場合は再交付できません。	助成限度額を超えた金額

4 介護をしている方等へのサービス

NO	事業名	対象者	内 容	利用者負担金
⑲	介護慰労金支給事業	・介護保険の要介護認定において、要介護3、4、5と認定された高齢者（65歳以上）と同居し、在宅で常時介護している方	（支給額） 要介護3・・・5,000円（月額） 要介護4・・・7,000円（月額） 要介護5・・・7,000円（月額）	
⑳	徘徊高齢者家族支援サービス事業	・徘徊の見られる認知症高齢者を介護している方	認知症高齢者が屋外で徘徊した場合に、早期に発見できるシステムを、介護する家族が利用する場合に、初期費用を助成します。	システム利用による基本料金及び現場急行料です。 機器紛失等の場合の実費弁償額です。

☆サービスについての問い合わせ先

- ・高齢福祉課 高齢福祉係
- ・企画課 企画係（⑪、⑫、⑬について）
- ・金砂郷地域振興課 市民生活係
- ・水府地域振興課 市民生活係
- ・里美地域振興課 市民生活係
- ・ほのぼのおおた（⑨について）

TEL 72-3111（内線131・144）
TEL 72-3111（内線311・312）
TEL 76-2116
TEL 85-1118
TEL 82-2111
TEL 72-4574

☆下記の機関にも相談することができます。

○常陸太田市地域包括支援センター（おとしより生活相談センター）

- ・本所（市総合福祉会館内） TEL 72-8881（常陸太田地区・金砂郷地区にお住まいの方）
- ・サブセンター（水府支所内） TEL 70-5678（水府地区・里美地区にお住まいの方）

○在宅介護支援センター（おとしより生活相談センター）

- ・介護老人保健施設「くじらヶ丘」 TEL 70-2616（常陸太田地区にお住まいの方）
- ・特別養護老人ホーム「松栄荘」 TEL 76-2723（金砂郷地区にお住まいの方）
- ・特別養護老人ホーム「誠信園」 TEL 85-1970（水府地区にお住いの方）
- ・特別養護老人ホーム「えみの里」 TEL 70-7151（里美地区にお住いの方）

※高齢者福祉サービスの一部は、訪問調査を行ったうえで、サービスの利用を決定します。
訪問調査は、在宅介護支援センターの職員がお伺いいたします。